

社会福祉法人 友和会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友和会の理事、監事及び評議員（以下役員等という）の報酬及び支給方法に関して定めるものである。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、職務遂行に即して支給する。

2 報酬の支給は、会議等に年1回以上出席された役員等に限るものとする。

3 報酬年額は、理事・監事8,000円、評議員5,000円とする。

(適用除外)

第3条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第4条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。